地区計画の区域内における屋外広告物の取扱いについて

都市計画法第58条の2により、地区計画の区域内では、 屋外広告物の設置・取替えの際に「届出」が必要です。

☆こんなとき、地区計画の届出申請が必要です☆

屋外広告物 の規格	屋外広告物の 表示面積が1 ㎡ を超える場合	屋外広告物の 高さが3mを超える場合
図解	広告物	3mを 超える <u>広告物</u>

*広告物の表示面積1m以下かつ高さ3m以下のものについては、地区計画の届出は不要です。

☆関連したその他の「届出」について紹介いたします☆

*景観事前協議

(担当:台東区都市づくり部建築課 区役所5階⑪番窓口 ☎03-5246-1343)

1つの建築物において、屋外広告物の合計面積が $10 \, \mathrm{m}^2$ 以上の際に必要です。詳しくは窓口にてご確認いただくか、台東区ホームページ(景観まちづくり)をご参照ください。

地区計画の届出に「景観計画区域内における行為の事前協議書」の副本(写し※協議終了印が押印されているもの)が必要ですので、適合通知が下りるまでにご提出をお願いします。

*屋外広告物許可申請

(担当:台東区土木担当道路管理課 区役所5階①番窓口 ☎03-5246-1303)

屋外広告物を取り付ける際に必要です詳しくは窓口にてご確認いただくか、台東区ホームページ (屋外広告物のしおり)をご参照ください。